

郡山市告示第504号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会設置規程を次のように定める。

令和3年2月19日

郡山市長 品川 萬里

開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会設置規程

（設置）

第1条 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第1項第3号の選定に関し、開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（対象となる公園等）

第2条 審議会は次の施設を対象に開成山公園等Park-PFI事業者の候補者を選定し、審議会の庶務は都市整備部公園緑地課において処理する。

- (1) 水・緑公園
- (2) 開拓公園
- (3) 開成二丁目公園
- (4) 開成山公園

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年2月19日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。